

林地開発許可に係る基準等（一部改正案）に対するご意見と県の考え方について

1. 意見募集期間：令和8年8月13日（木）から令和8年9月11日（金）まで
2. 意見数：1件
3. 寄せらせたご意見に対する対応状況

① 反映する：意見や提案内容を最終案に反映させていただくもの（0件）

② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの（0件）

③ 参考にする：意見や提案内容を今後の取組の参考にさせていただくもの（1件）

④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの（0件）

⑤ その他（①～④に該当しないもの）（0件）

番号	ページ	事項	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	8	林地開発許可に係る審査等基準	第5 関係市町長への意見照会 また以降の内容が理解しにくいので、次のような平易な表現に改めていただきたい。 「また、同項の規定による関係市町長への意見照会について、関係市町長は、開発行為により影響を受ける者の意見を把握する必要があると判断した場合は、その意見把握に必要な範囲において、申請者の全部または一部を当該影響を受ける者に提供することができる」	③	当該箇所については、関係市町長が開発行為により影響を受ける者の意見を把握することはできるとされている一方、申請書を当該影響を受ける者に提供するにあたっては、申請者の同意を得ることを前提としているため、このような表現としています。 なお、申請者から同意の旨を確認するため、様式1に同意書を追加したところです。 以上の内容を踏まえ、改正案の表現は変更せず運用してまいります。